

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休、  
がと  
日  
の翌)

### 目次

- ◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の役員の就退任
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- ◇教委告示 教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	昭和五十四年二月一日

### 鳥取県告示第四百四十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	全国	昭和五十四年二月一日

鳥取県告示第四百十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大谷 祐子	鳥国薬第三九二号	昭和五十四年一月二十五日

鳥取県告示第五百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡大栄町大字大谷字大ナル一九九八、二〇〇〇の二(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため  
〔「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 平 林 茂 西伯郡淀江町大字小波一一二
- 松 本 高 資 一 二 三 九
- 林 原 克 己 一 〇 一 四
- 渡 辺 忠 利 九 八 九
- 村 沢 繁 中 間 六 九 四
- 村 上 幸 雄 三 六 七
- 赤 木 齊 平 岡 二 八
- 松 原 邦 博 福 頼 二 七 三
- 山 下 一 米 子 市 尾 高 二 四 三 〇

伊達礼	伊達光正	竹田嵩	中本武志	青木実	青木久	山根克典	東善次	林久雄	小関良則	相賀功	田中武美	仲石宇一	松本善治	田中貢	森山繁義	田守賢治	鴨谷正一	渡辺豊	田中年文	林原準一郎	伊沢性一	小杉光	任期満了により退任	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一二四八	一一六八	一三六六	一四二七	一七四八	一七一九	一三五三	一六四二	泉二九〇	下郷六七	三一八	日下五六七	五五一	三一〇	二九六	福万七二二一一	二一四	三三三一一	泉四六八	一五六	西伯郡淀江町大字小波一〇一二	米子市尾高一六二	福万三三四		

佐陀川右岸土地改良区	就任した役員の名及び住所	理事	平林茂	山田教美	林原克己	渡邊忠利	村澤繁	村上幸雄	赤木齋	松原邦博	山下	伊達禮	伊達光正	竹田嵩	竹田武志	青木實	後藤潔	山根克典	東善次	林久雄	小関良則	相賀功	池松議政	仲石宇一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			西伯郡淀江町大字小波一一二	九九〇	一〇一四	九九九	中間六九四	三六七	平岡二八	福頼二七三	米子市尾高二四三〇	一二四八	一一六八	一三六六	一四二七	一七四八	一七二四	一三五三	一六四二	泉二九〇	下郷六七	三一八	日下五五七一	五五一	

松本善治	三〇
鴨谷順	二七七一
森山繁義	福万七二二一
田守賢治	二一四
船岡市秋	四九三一一
渡邊豊	泉四六八
田中年文	一五六
監事 林原準一郎	西伯郡淀江町大字小波一〇二二
松村隆吉	米子市尾高一八九
小杉光	福万三三四

昭和五十四年一月二十二日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十四年一月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 名称

下土居地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取県八頭郡若桜町大字吉川字下土居八二番地、八三番地、八四番地、八四番地次一、八五番地、一四二九番地五及び一四三〇番地内一並びに字岡田九〇番地一の一部、九〇番地二の一部及び一〇一番地の一部並びにこれらと一体をなす国有地

(二) 名称

赤碕地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷一六九二番地、一六九二番地一、一六九三番地、一六九七番地、一六九八番地、一七〇二番地、一七〇三番地、一七〇六番地、一七〇六番地一、一七〇六番地二、一七〇七番地、一七〇七番地一、一七〇七番地二、一七〇七番地四、一七一一番地、一七一二番地一、一七一三番地、一七一七番地、一七一七番地一、一七一八番地、一七一八番地一、一七一九番地、一七一九番地一、一七二三番地一、一七二三番地二、一七二三番地三、一七二三番地四、一七二四番地一、一七二四番地二、一七二四番地三、一七二四番地四、一七二七番地、一七二八番地、一七二八番地一、一七二九番地、一七三一番地、一七三一番地二、一七三二番地、一七三三番地一、一七三三番地二、一七三四番地、一七三八番地、一七三九番地、一七四〇番地、一七四一番地、一七四五番地一及び一七四五番地二、字弥平山七二番地、七二番地二の一部、七三番地、七四番地、七五番地、七五番地一、七五番地二、七五番地三、七五番地四、七五番地五、

七六番地、七七番地一の一部、七八番地一の一部、七八番地二の一部、七八番地三の一部、七八番地四の一部、七九番地の一部、八〇番地の一、八一番地、八二番地の一部、八三番地一、八三番地の一部、八五番地の一部、八六番地一の一部及び二〇三三番地、字東三軒屋一六四七番地の一部、一六四八番地の一部、一六四九番地の一部、一六五五番地の一部、一六五五番地一の一部、一六五五番地二の一部、一六五六番地の一部、一六五九番地の一部、一六六〇番地の一部、一六六〇番地一の一部、一六六三番地の一部、一六六四番地の一部、一六六七番地の一部、一六六八番地、一六七二番地、一六七三番地、一六七六番地、一六七七番地、一六八〇番地、一六八〇番地二、一六八一番地、一六八一番地一、一六八一番地二及び一六八四番地、字納屋畑一二五番地一、一二五番地四の一部、一二五番地五、一二五番地八、一二五番地九、一二五番地一六、一二六番地二の一部、一二六番地三及び二〇三三番地、字西三軒屋一六〇五番地、一六〇六番地、一六〇七番地、一六一一番地、一六二二番地、一六一七番地の一部、一六一八番地の一部、一六二二番地の一部、一六二二番地の一部、一六二六番地の一部、一六二七番地の一部、一六二九番地の一部、一六三〇番地の一部、一六三三番地の一部、一六三四番地の一部、一六三七番地の一部、一六三八番地の一部、一六三八番地一の一部、一六三九番地の一部、一六四二番地の一部及び一六四三番地の一部、字大堀一三番地の一部、一一四番地一、一一四番地二、一一五番地、一一五番地次一、一一六番地一、一一七番地一の一部、一二二番地一の一部、一二二番地二、一二二番地三、一二二番地次一、一二三番地、一二四番地、一五五番地次二、一一六二番地、二〇三三番地一、二〇

三三番地二及び二〇三三番地三、字西納屋畑一六二番地一、一六二番地三、一六二番地五、一六二番地五の一、一六二番地七、一六二番地内四、一六三番地一、一六三番地二、一六四番地七、一六四番地八、一六四番地九、一六五番地六、一六五番地七、一六六番地、一六七番地、一六八番地、一六九番地、一七〇番地、一七一番地、一七二番地、一七二番地一、一七三番地、一七四番地、一七四番地一、一七五番地、一七六番地、一七六番地一、一七六番地二、一七六番地三、一七六番地四及び二〇三四番地、字塩屋一九一番地、一九二番地、一五五〇番地、一五五一番地、一五五二番地、一五五四番地の一部、一五五七番地の一部、一五五八番地の一部、一五六〇番地の一部、一五六一番地の一部、一五六四番地、一五六八番地、一五六九番地、一五七四番地、一五七五番地、一五七九番地、一五八〇番地、一五八一番地、一五八三番地、一五八八番地、一五八九番地、一五九二番地、一五九三番地、一五九六番地、一五九七番地、一六〇〇番地、一六〇二番地、一六〇三番地及び一六〇四番地、字荒神谷尻一八七番地一、一八七番地二、一八八番地一、一八八番地二、一八九番地、一九〇番地、一九三番地、一九四番地、一九五番地二、一九五番地三、一九六番地、一九七番地、一九八番地、一九九番地、二〇〇番地、二〇一番地一、二〇一番地二、二〇一番地三、二〇一番地四、二〇一番地五、二〇一番地六、二〇一番地七、二〇一番地八、二〇一番地九、二〇一番地一〇、二〇五番地一、二〇五番地二、二〇六番地四、二〇六番地六及び二〇八番地、字荒神ノ西二五〇番地一、二五〇番地二、二五〇番地三、二五〇番地四、二五〇番地五、二五〇番地六、二五四番地一、二五四番地九、二五四番地一〇、二五五番地、二五六番地、二五七番

地及び二〇三五番地、字東条一五一一番地一、一五一一番地二、一五四番地、一五一七番地、一五一八番地、一五一九番地、一五二五番地、一五二五番地一、一五二五番地二、一五二六番地、一五二九番地、一五三五番地、一五三六番地、一五三六番地二、一五三九番地、一五四〇番地、一五四三番地、一五四七番地、一五四七番地二、一五四七番地四、一五四七番地五、一五四七番地六、一五四七番地七、一五四七番地八、一五四七番地九、一五四七番地一〇、一五四七番地一一及び一五四七番地一二、字御蔵ノ上二五八番地、二五八番地一、二五九番地の一部、二六〇番地一の一部、二六〇番地二、二六〇番地三の一部、二六一番地一、二六一番地二、二六一番地次一、二六二番地一の一部、二六二番地三、二六二番地五の一部、二六三番地二の一部、二〇三六番地二、二〇三六番地三、二〇三六番地四及び二〇三六番地五、字後加藍三二〇番地、三二〇番地一、三二〇番地二、三二三番地一、三二三番地二、三二五番地、三二五番地次一、三二六番地、三二七番地一、三二七番地二、三二七番地三、三二八番地、三二八番地次一、三二九番地、三二九番地一、三二九番地三、三二九番地四、三二九番地五、三二九番地次二、一五一一番地次一及び二〇三六番地一、字中條南側一四五五番地一、一四五五番地二、一四五五番地三、一四五七番地一、一四九九番地一、一四九九番地二、一四六〇番地、一四六〇番地一、一四六〇番地二、一四六〇番地三、一四六〇番地五、一四六〇番地六、一四六三番地の一部、一四六九番地二、一四七〇番地、一、四七〇番地一、一四八四番地、一四八四番地一、一四八六番地、一四八七番地、一四八八番地、一四八九番地、一四八九番地次一、一四九〇番地、一四九七番地、一四九八番地、一四九九番地、一五〇〇番地、一五〇〇

番地二、一五〇二番地、一五〇三番地、一五〇四番地、一五〇五番地、一五〇六番地の一部、一五〇七番地の一部、一五〇八番地一及び一五〇八番地二、字宮の空三八六番地、三八七番地一の一部、三八七番地二、三八七番地三、三八七番地四の一部、三八七番地五、三八七番地六の一部、三八七番地七、三八七番地八の一部、三八七番地三、三八七番地二四、三八七番地内一、三八八番地一の一部、三八八番地二の一部、三八九番地、三九〇番地一、三九〇番地二、三九〇番地次一、二〇二〇番地及び二〇二一番地、字西中條一二九五番地、一二九六番地、一二九七番地、一二九七番地次一、一三〇二番地、一三〇二番地一、一三〇三番地、一三〇六番地、一三〇七番地、一三〇八番地、一三一一番地、一三一〇番地一、一三一〇番地二、一三一〇番地三、一三一〇番地四、一三一一番地、一三一一番地一、一三一四番地、一三一七番地、一三一八番地、一三一九番地、一三二〇番地一の一部、一三二一番地、一三二二番地一、一三二二番地二、一三二二番地三、一三二二番地次一、一三二四番地、一三二四番地次一、一三二五番地、一三二六番地、一三二七番地一、一三二七番地二、一三三〇番地、一三三一番地、一三三五番地一、一三三五番地二、一三三五番地三、一三三八番地、一三三八番地二、一三三八番地三、一三三九番地、一三四〇番地、一三四一番地、一三四二番地、一三四三番地一、一三四三番地二、一三四三番地三、一三四四番地、一三四四番地一、一三四四番地二、一三四五番地、一三四七番地、一三四八番地、一三四九番地、一三五〇番地の一部、一三五一番地の一部、一三五二番地の一部、一三五三番地一の一部、一三五三番地二、一三五四番地の一部、一三五四番地一、一三五五番地の一部及び一三五七番地の一部、字風呂谷楊口

四三九番地一の一部、四四〇番地一、四四〇番地二、四四〇番地次一、  
 四四一番地次一、四四一番地次二、四四二番地四、四四二番地五、  
 四四二番地次二の一部及び二〇三七番地一、字二本松四四一番地三、  
 四四一番地四、四四七番地二の一部、四四七番地三、一三二二番地次  
 二、一三二三番地次一、二〇一七番地一の一部、二〇一七番地三、二  
 〇一七番地四及び二〇三七番地、字西條屋敷一二五九番地、一二五九  
 番地一、一二六〇番地二、一二六一番地、一二六一番地一、一二六六  
 番地、一二六七番地、一二六七番地一、一二六八番地、一二六九番地  
 二、一二七〇番地二、一二七一番地、一二七二番地、一二七六番地、  
 一二七七番地、一二七八番地、一二七九番地、一二八〇番地、一二八  
 〇番地一、一二八三番地、一二八四番地、一二八五番地、一二八八番  
 地、一二九一番地、一二九三番地及び一二九四番地、字西條の上二〇  
 一四番地、二〇一五番地、二〇一六番地、二〇一八番地、二〇一九番  
 地及び二〇三八番地並びに字藪ノ西五五一番地、五五二番地一、五五  
 二番地二、五五三番地一、五五三番地二、五五六番地一、五五六番地  
 二、五五六番地三、五五七番地一、五五七番地二及び二〇三七番地二  
 並びにこれらと一体をなす国有地

三(一) 名称

江尾新町第二地区急傾斜地崩壊危険区域

(二) 区域

鳥取県日野郡江府町大字江尾字馬場四八九番地一及び四九〇番地一  
 並びに字馬場道の下一九三三番地、一九三四番地一、一九三四番地三、  
 一九三五番地四、一九三五番地五、一九三七番地四、一九三七番地八、  
 一九三七番地九、一九三七番地一四、一九三七番地一五、一九三七番

地一六、一九三七番地一七及び一九三七番地一八並びにこれらと一体  
 をなす国有地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十四年二月十九日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
  - 2 その他